

第3回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会

次 第

日 時 平成21年12月17日（木）
午前10時から午前12時まで

会 場 関内駅前第二ビル6階 6G会議室

次 第

- ・ 開 会

- ・ 部会委員紹介

- ・ 議事

- 1 第109回都市美対策審議会の意見について

- 2 まちなみ景観部門実施内容について

- 3 その他

- ・ 閉 会

資 料

議事録：第2回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会設置要綱

資料-1：第5回横浜・人・まち・デザイン賞について

資料-2：実施スケジュールについて

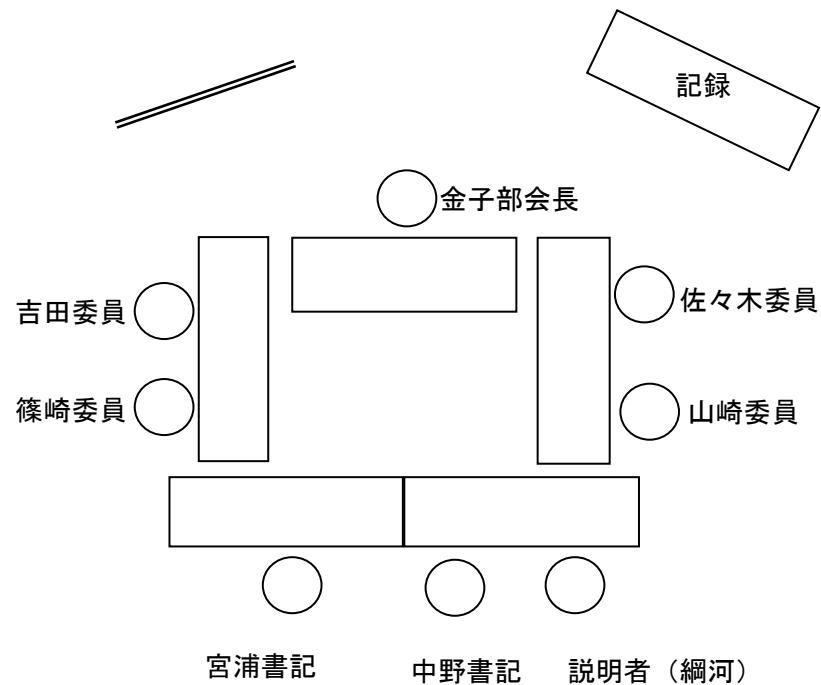
資料-3：選考方法について

資料-4：賞の広報・活用について

資料-5：応募物件個票様式

【第3回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会座席表】

会場：関内駅前第二ビル6階 6G 会議室



関係局

事務局

事務局

事務局

出
入
口



第3回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会委員名簿

開催日時：平成21年12月17日（木） 10:00～12:00

		氏名（敬省略）	現職等
1	委員	金子 修司	横浜商工会議所
2	//	吉田 鋼市	横浜国立大学大学院工学研究院教授 (建築史)
3	//	佐々木 葉	早稲田大学社会環境工学科教授 (景観)
4	//	篠崎 次男	公募市民
5	//	山崎 洋子	作家

6	書記	宮浦 修司	横浜市都市整備局都市づくり部長
7	//	国吉 直行	横浜市都市整備局上席調査役 エグゼクティブアーバンデザイナー
8	//	中野 創	横浜市都市整備局都市デザイン室長

第2回 横浜市都市美対策審議会表彰広報部会議事録	
議題	<p>第1部 第2回都市美対策審議会表彰広報部会・第3回地域まちづくり推進委員会表彰部会合同部会</p> <p>(1) 座長の決定</p> <p>(2) まちなみ景観部門と地域まちづくり部門との部門変更について</p> <p>(3) 両部門に応募がある案件について</p> <p>第2部</p> <p>(1) 第4回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の1次審査について</p>
日時	平成20年10月16日(木) 10時00分から17時50分まで
開催場所	松村ビル別館 501号室
出席者(敬称略)	<p>第1部</p> <p>都市美対策審議会表彰広報部会委員：金子修司(部会長)、佐々木葉、並木直美、山崎葉子、山田裕子 書記：宮浦修司(都市整備局都市づくり部長)、秋元康幸(都市整備局都市デザイン室長)</p> <p>地域まちづくり推進委員会表彰部会委員：高見沢実(部会長)、佐谷和江、並木直美(都市美対策審議会 表彰広報部会委員兼任)、吉田洋子</p> <p>八幡準(都市整備局地域まちづくり課長)</p> <p>第2部</p> <p>上記都市美対策審議会表彰広報部会委員</p>
欠席者(敬称略)	都市美対策審議会表彰広報部会委員：齋藤裕美、地域まちづくり推進委員会表彰部会委員：竹谷泰生 書記：国吉直行(都市整備局上席調査役)
開催形態	非公開
決定事項	<p>第1部 第2回都市美対策審議会表彰広報部会・第3回地域まちづくり推進委員会表彰部会合同部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 議題1 座長の決定 前回の合同部会では座長は持ちまわりにするとの決定したため、今回の合同部会座長は都市美対策審議会部会長 金子 修司とする。 議題2 まちなみ景観部門と地域まちづくり部門との部門変更について 条件付きでまちなみ景観部門から地域まちづくり部門への部門変更を1件承認する。地域まちづくり部門からまちなみ景観部門への変更はなし。 議題3 両部門に応募がある案件について 該当する案件については同時にそれぞれで表彰することも可とする。 <p>第2部</p> <p>議題1 第4回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の1次審査について 1次審査では6件を表彰対象とし、2次審査を行う都市美対策審議会に推薦する。</p>
議事	<p>第1部 第2回都市美対策審議会表彰広報部会・第3回地域まちづくり推進委員会表彰部会合同部会</p> <p>事務局：今回の合同部会及び各部会に関しては1次審査の書類等、個人情報を取り扱うため、非開示情報に該当する事項を審議する会議となるため、非公開としたい。</p> <p>各委員：異議なし。</p> <p>●議題1 座長の決定 前回の合同部会では座長は持ちまわりにするとの決定したため、今回の合同部会座長は都市美対策審議会表彰広報部会長 金子委員とすることで了解を得た。</p> <p>●議題2 まちなみ景観部門と地域まちづくり部門との部門変更について 事務局よりまちなみ景観部門と地域まちづくり部門との部門変更のありうる案件について説明があった。 部門変更のある1件について応募者の了解を条件に了解を得た。</p> <p>●議題3 両部門に応募がある案件について 事務局より両部門に応募がある案件について説明があった。</p> <p>両部門に応募がある案件については各部門で選考し、両部門での受賞もあってよいと了解を得た。</p> <p>第2部</p> <p>書類審査、現地視察を行い、議論の結果1次審査では6件を表彰対象とし、2次審査を行う都市美対策</p>

	審議会へ推薦する。なお表彰広報部会各委員が記名の上講評を書くこととする。
資料	1 第2回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会、第3回地域まちづくり推進委員会表彰部会合同部会資料 (A4・一部A3、37ページ) 2 横浜・人・まち・デザイン賞予備選考用個票(A3 55ページ) 3 第2回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会第2部資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本日の議事録については、各部会長が確認する。 次回の開催日時は未定

横浜市都市美対策審議会表彰広報部会設置要綱

制 定 平成19年12月19日 局長決裁

(設置)

第1条 横浜市都市美対策審議会条例（昭和40年7月横浜市条例第35号）第8条第1項の規定により、横浜市都市美対策審議会に表彰広報部会を設置する。

(招集等)

第2条 表彰広報部会は、横浜市都市美対策審議会運営要領第12条第2項の規定により、必要に応じ部会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合等表彰広報部会の会議を開催することが困難であると部会長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで、表彰広報部会の会議に代えることができる。

(審議事項)

第3条 表彰広報部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）第17条の規定に基づく表彰を行うために必要となる事項
- (2) 魅力ある都市景観を創造するための広報等に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(審議意見)

第4条 表彰広報部会の意見は、部会長が取りまとめる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰広報部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

第5回横浜・人・まち・デザイン賞について

第109回都市美対策審議会で出された意見を踏まえ、第5回横浜・人・まち・デザイン賞（まちなみ景観部門）の実施内容について、表彰広報部会で審議します。

募集・選考方法及びスケジュールについてご審議いただき、あわせてPR方法等についてご意見を伺います。

なお、本日ご審議いただいた内容は、次回の地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会にて確認します。

1 第109回都市美対策審議会の意見

（1）賞のPR・活用について

- ・募集の際のPRをもっとするべき
- ・プロポーザルでの加点の対象とするなどインセンティブがほしい
- ・受賞者を集めた公開シンポジウムなどができると良い
- ・受賞者同士の交流会をするなど、受賞後のフォローアップがあると良い
- ・受賞物件をシティガイド協会のウォーキングコースにすることも考えられる
- ・世界や日本でどう横浜をアピールするかといった意味で、賞の活用をもっと考えられる

（2）審査方法について

- ・現地を見た所と見ない所では評価に差が出る
- ・やり方を工夫して審査の際に現地を全部見られるようにしてほしい

（3）賞の実施方法について

- ・賞の重み付けを考えると、受賞物件を5件より少なくする方が効果があるのではないか
- ・募集、表彰を毎年決まった時季に行うと、市民にも定着しやすいのではないか

2 まちなみ景観部門実施内容

（1）表彰対象（実施要綱第2条第1項第1号）

- ・横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与しているまちなみや建築物、工作物等
- ・おおむね10年以内に新しく造られたもの、または歴史的建造物等再生されたもの

（2）表彰対象者

- ・事業者、設計者、施工者等（実施細目第5条第1項第1号）
- ・運営者として貢献した人やものづくりに貢献した人も対象（要綱等の規定なし）

（3）募集方法

- ・自薦、他薦どちらでも可

- ・応募はがき、またはウェブページからの電子申請による応募
- ・記載事項：物件名、所在地（略図）、推薦理由
- ・複数の応募も可

（4）募集期間

- ・平成22年5月～6月（2ヶ月間）

※スケジュール詳細は、資料2参照

（5）選考方法

- ・一次選考を表彰広報部会で行い、二次（最終）選考を都市美対策審議会で行う。（実施要綱第3条）
- ・表彰件数：5件程度（要綱等の規定なし）

※選考方法の詳細は、資料3参照

（6）選考基準

- ・原則民間のものとする。ただし、横浜市またはその他行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。（実施細目第2条第1項）
- ・具体的な選考基準（実施細目第3条）
 - ①地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
 - ②まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
 - ③歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、またはそれらと調和を保っているもの
 - ④横浜らしさの演出に寄与しているもの
 - ⑤都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的取組が調和しているもの
 - ⑥その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

（7）表彰及び結果の公表

- ・市長表彰を行い、表彰対象者に表彰状を授与します。
- ・市長による表彰対象案件決定後、記者発表及び本市ウェブページにより結果を公表します。
- ・受賞物件を紹介するパンフレットを作成し、市民に配布します。

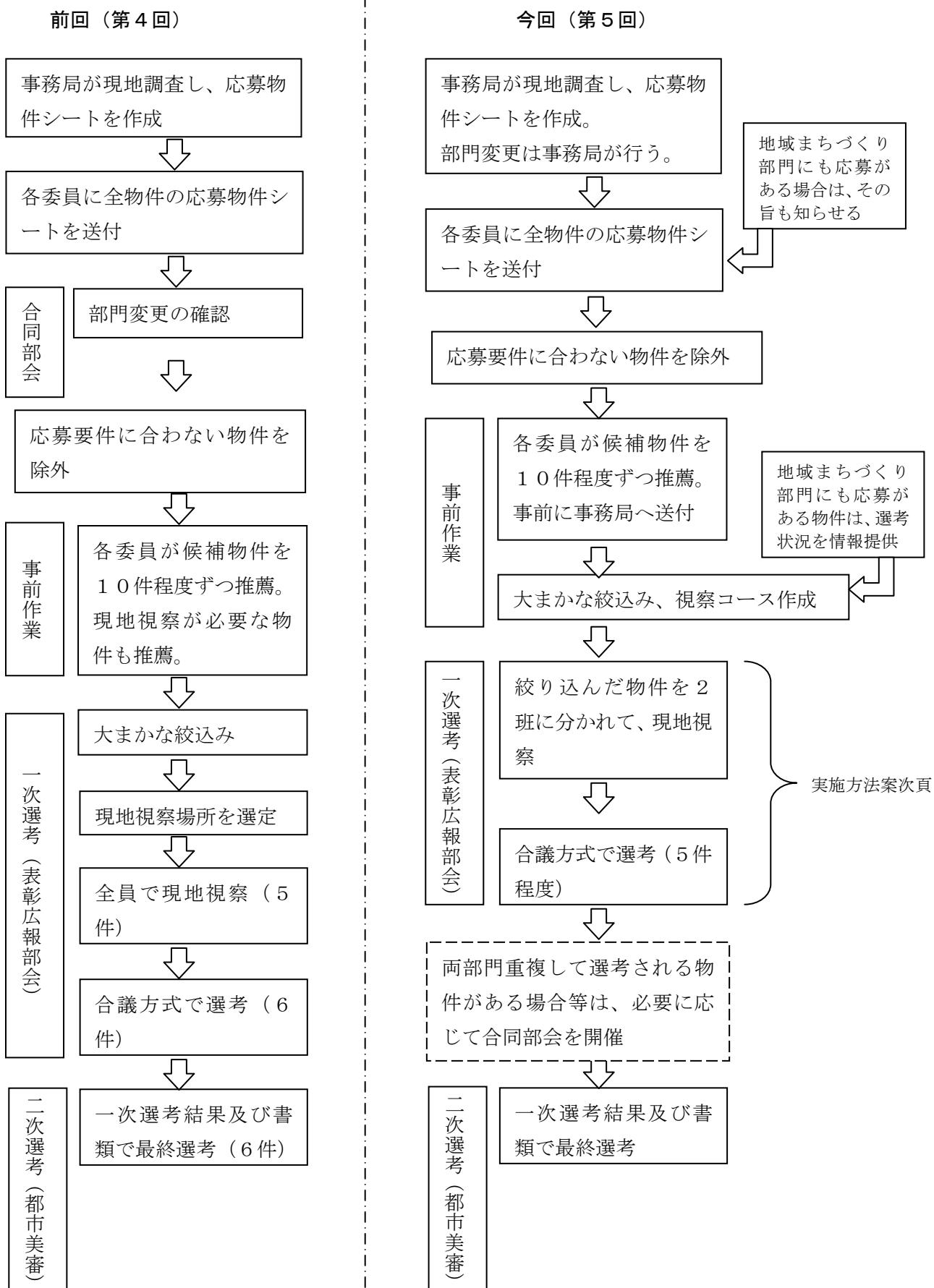
※賞の広報・活用については、資料4参照

実施スケジュールについて

資料-2

第4回横浜・人・まち・デザイン賞と比べ募集期間及び調査・選考期間をそれぞれ約1ヶ月短縮し、合計2ヶ月間ほど期間を短くし、募集開始から表彰まで1年1ヶ月程度とします。

選考方法について



■一次選考の実施方法について

事前作業として各委員が物件候補を 10 件程度ずつ推薦し、事務局にて大まかな絞込みをした上で、現地視察コースまで作成し、現地視察に当てられる時間を多く確保します。多くの応募物件を視察するのに相当の時間を要するため、一次選考の部会開催については以下の案を提案します。

【案 1】 視察時間を最大限とり、2 日間に分けて行なう。

1 日目 9 : 00 ~ 16 : 00 2 班に分かれて現地視察
後日 2 日目 2 時間程度で選考

【案 2】 視察時間が短くなるが、1 日で選考まで行なう。

1 日 9 : 00 ~ 15 : 00 2 班に分かれて現地視察
15 : 00 ~ 18 : 00 選考

(2 班に分かれるため、帰庁時間がずれて、どちらかが待機する場合もあります。)

賞の広報・活用について

広報について新たな取組を行い、市民・企業の関心を高め、良好な物件が多数応募されるよう、PRの強化に取り組みます。

以下に挙げた新規の取組は検討中の段階であり、本日のご意見を踏まえて具体化させていきます。

1. 募集時における取組

- ・広報よこはまへの掲載（前回同様）
- ・新聞等の報道機関への情報提供（前回同様）
- ・市ウェブページへの掲載（前回同様）
- ・建築・土木系雑誌（日経アーキテクチャー、日経コンストラクション、新建築等）への掲載【新規】
- ・市内建設関係の業界団体及び市内大学への情報提供【新規】
- ・募集開始時期にあわせて、市庁舎1階市民広間にてパネル展を行い、募集案内を配布【新規】

2. 表彰時及びその後の取組

- ・表彰式とあわせたシンポジウム開催
- ・受賞者同士の交流会
- ・表彰物件を巡るウォーキングイベント

應募物件個票樣式